



# 令和7年度 玉掛け技能講習 開催のご案内

## 就業制限業務

クレーン、移動式クレーンの玉掛け業務は、「一定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない」と関係法令《労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条》で定められています。

（一社）日本クレーン協会岐阜支部では岐阜労働局長の登録教習機関として、この資格を取得することができる『玉掛け技能講習』を次の要領により開催しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

## 講習期日・会場

〈定員 10名〉

|     | 期 日           | 会 場                                              |
|-----|---------------|--------------------------------------------------|
| 1日目 | 学 科 11月18日（火） | 多治見美濃焼卸センター<br>多治見市旭ヶ丘 10-6-33<br>☎ 0572-27-7111 |
| 2日目 | 学 科 11月19日（水） |                                                  |
| 3日目 | 実 技 11月21日（金） | 岐阜クレーン教習所<br>瑞穂市牛牧 671-1<br>☎ 058-322-5820       |

※ クレーン教習所のナビ設定：ローソン瑞穂牛牧北店 ☎058-326-6979 の東側

## 講習会費

（免除科目の詳細につきましては、申込書をご確認ください。）

|       | 免除科目なし   | 免除あり（1科目） | 免除あり（2科目） |
|-------|----------|-----------|-----------|
| 1名につき | 26,000 円 | 25,000 円  | 24,000 円  |

※ クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち500円を補助いたします。

## 講習科目・時間

|      | 時 間         | 法 定 時 間 | 休 憩 時 間 等              | 科 目                   |
|------|-------------|---------|------------------------|-----------------------|
| 第1日目 | 8:30～9:30   | 1 時間    |                        | クレーン等に関する知識           |
|      | 9:30～17:05  | 6時間     | 休憩時間 50 分<br>昼食時間 45 分 | クレーン等の玉掛けの方法          |
| 第2日目 | 8:30～11:50  | 3 時間    | 休憩時間 20 分              | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 |
|      | 11:50～12:40 | ———     | 昼食時間 50 分              | ———                   |
|      | 12:40～15:00 | 1 時間    | 休憩時間 20 分              | クレーン等の玉掛けの方法          |
|      |             | 1 時間    |                        | 関係法令                  |
|      | 15:00～16:00 | ———     | 1 時間                   | 玉掛けの学科試験              |
| 第3日目 | 8:30～16:35  | 1 時間    | 昼食休憩等65分               | クレーン等の運転のための合図        |
|      |             | 6 時間    |                        | クレーン等の玉掛け             |
|      | 16:35～      | ———     | ———                    | 玉掛けの実技試験              |

※ 都合により講習時間を一部変更する場合があります。

## お申込みの方法

### 1 申込手続きをする（講習開始日の10日前までにお申込みください。）

- ※ 定員になりましたら受付を締切ります。
- ・ 申込書に必要事項をご記載のうえ、FAX後【必要書類】を添え郵送にてお送りいただくか、窓口へお持ちください。
- ・ 免除科目申請をする場合は、保有資格証のコピーを必ず添付してください。

#### 【必要書類】

#### 1. 証明写真（30mm×24mm）

裏面に氏名を記入のうえ、申込書に貼り付けてください。

※ 無背景・無帽子・胸上で6ヶ月以内に撮影したもので、顔が明確に判別できるもの。（色眼鏡不可）

#### 2. 資格証の写し（免除科目申請をされる方）

※ 免除申請者は免除科目時間退席可となります。受講票にて確認ください。

#### 3. 申し込み内容の変更・取消しについて

- ・ お申込み内容の変更は、1回限りとします。
- ・ 講習初日の3営業日前以降の取消しは、講習会費の払戻しは致しません。

### 2 講習会費の納入方法

- ・ 講習開始日の10日前までに納入してください。
- ・ 窓口へ納入するか、現金書留又は、銀行振込で納入してください。（小切手不可）

### 3 適格請求書（インボイス）について

当協会は、適格請求書発行事業者登録をしています。

「講習受講申込書」下段中央請求書【必要・不要】に○で示して下さい。

- ・ 適格請求書をご希望される場合の振込先は、（一社）日本クレーン協会岐阜支部となります。

#### 【振込口座】

（一社）日本クレーン協会岐阜支部

岐阜信用金庫 穂積支店（普通預金）NO.0282310

- ・ 適格請求書をご希望でない場合の振込先は、東濃労働基準協会となります。

#### 【振込口座】

東濃労働基準協会 東濃信用金庫 本店（普通預金）NO.1219555

※ 振込手数料は、振込者ご負担をお願いします。

### 4 受講票の確認

- ・ 申込書、必要書類を提出いただきましたら書類の確認後、受講票をお送りします。
- ・ 受講票に必要事項をご記入いただき講習日にご持参ください。

### 5 講習当日

- ・ 受講票の開催日時10分前までに、受講票に記載された持ち物をご持参のうえお越しください。
  - ・ 修了証は当日発行します。（受領確認のため、捺印をお願いしますので印鑑をご持参ください。）
  - ・ 当支部発行の資格証（修了証）をお持ちの方は、ご持参いただき返納してください。
- ※ 遅刻の場合は受講できません。

## 主 催

一般社団法人



日本クレーン協会 岐阜支部  
岐阜クレーン教習所

〒 501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671-1  
TEL 058-322-5820  
FAX 058-322-5821  
<http://crane-gifu.sakura.ne.jp>

## 受講申込み送付先

東濃労働基準協会

〒 509-5127 岐阜県土岐市土岐ヶ丘2丁目12-1  
TEL 0572-56-1988  
FAX 0572-56-2002

【受付時間：9:00～16:00】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日を除く